周波数帯	任意の一MHzの帯域幅における平均電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値	任意の五〇MHzの帯域幅における尖頭電力に、与えられた方向における空中線の絶対利得を乗じた値
七・五八七GHz以上七・六六二GHz未満	（二）五一・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）以下の値	〇デシベル以下の値
七・六六二GHz以上八・四GHz未満	（二）四一・三デシベル以下の値	〇デシベル以下の値

四　最大輻射電力より一〇デシベル低い輻射電力における上限及び下限の周波数帯幅は、四五〇MHz以上であること。

別表第二号（第６条関係）

［第１～第48　略］

第49　超広帯域無線システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

［１　略］

２　第49条の27第１項に規定する7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの　３GHz

［３　略］

４　第49条の27第３項に規定する7.587GHz以上8.4GHz未満の周波数の電波を使用するもの　813MHz

［第50～第74　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～42　略］

43　超広帯域無線システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　第49条の27第１項に規定する3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

［表略］

［⑵　略］

⑶　第49条の27第３項に規定する7.587GHz以上8.4GHz未満の周波数の電波を使用するもの

別表第二号（第６条関係）

［第１～第48　同左］

第49　［同左］

［１　同左］

２　7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの　３GHz

［３　同左］

［新設］

［第50～第74　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～42　同左］

43　［同左］

⑴　3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するもの

［表同左］

［⑵　同左］

［新設］